

平成29年10月30日

海上自衛隊岩国航空基地隊司令

海上自衛隊岩国航空基地内における売店等の設置及び経営に関する業者の募集について

山口県岩国市三角町2丁目官有地に所在する海上自衛隊岩国航空基地内において、売店等を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を保有すること。
- (2) 暴力団排除に関する誓約書等を提出できること。

2 設置方法

国有財産法第18条6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置業種及び店舗数

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 制服等販売    | 1店舗 |
| (2) スポーツ用品販売 | 1店舗 |
| (3) 理髪       | 1店舗 |

4 募集要領の配布

- (1) 期 間：平成29年10月30日（月）午前9時から  
平成29年11月13日（月）午前10時まで  
（ただし、土日祝日を除く。）
- (2) 場 所：海上自衛隊岩国航空基地隊厚生隊  
電話 0827-22-3181（内線6482） 担当：北原

5 その他

細部の内容は、募集要領によります。

「海上自衛隊岩国航空基地内における  
売店等の設置及び経営」募集要領

海上自衛隊岩国航空基地隊厚生隊

## 募集要領

### 1 概 要

山口県岩国市三角町2丁目官有地に所在する海上自衛隊岩国航空基地内において、職員及び来隊者等の利便性を確保するため、売店等の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集します。

### 2 応募資格

次の条件をすべて満たさなければ、公募に参加できません。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を保有すること。
- (2) 暴力団排除に関する誓約書等を提出できること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

カ 暴力団又は暴力団員及びアからオまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3 設置施設の所在地及び名称

山口県岩国市三角町2丁目官有地

海上自衛隊岩国航空基地内

### 【重要】

### 4 説明会

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

- (1) 日 時：平成29年11月16日（木） 午後2時から
- (2) 場 所：海上自衛隊岩国航空基地内第1隊舎旧厚生隊事務室

- (3) 携行品：募集要領、仕様書
- (4) その他：本説明会への参加を希望する業者の方（各業者2名以内）は、平成29年11月14日（火）午前10時までに会社等の名称、住所、連絡先及び説明会に参加する方の氏名、生年月日、本籍、現住所、説明会当日基地内に乗り入れる車両の登録番号を必ず連絡して下さい。（FAXでも可）  
 なお、連絡先は申請書等の提出先と同じです。

## 5 設置条件

### (1) 設置方法

国有財産法18条第6項に基づく行政財産の使用許可

### (2) 設置業種及び店舗数

設置業種	店舗数	場 所
制服等販売	1店舗	海上自衛隊岩国航空基地内 厚生センター1階
スポーツ用具販売	1店舗	
理髪（フルサービス）	1店舗	海上自衛隊岩国航空基地内 厚生センター2階

### (3) その他

別添仕様書のとおりです。

## 6 応募手続き等

### (1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、下記のとおり、アの提出書類を、イの提出先に、ウの提出期限までに持参して下さい。

なお、提出された書類は、返却しません。

#### ア 提出書類

(ア) 申請書1部（別紙様式第1）

(イ) 企画提案書25部

以下の事項について、必ず記載して下さい。

- a 主な販売予定商品・販売価格表
- b 営業日及び営業時間
- c 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
- d 省エネルギー・環境対策、ごみ・廃棄物の処理方法
- e 衛生管理方法
- f クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- g 精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、プリペイドカード等）
- h 防衛省における営業方針
- i 会社概要
- j その他のアピールポイント

(ウ) 企画提案書付属書類 3部

販売商品カタログ、店内レイアウト (㎡数記入)、その他企画提案書の具体的な資料等 (日本工業規格 A 4)

(エ) その他関係書類各 1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出して下さい。(関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とします。)

- a 業務確約書 (別紙様式第 2)
- b 誓約書 (別紙様式第 3)
- c 役員名簿 (別紙様式第 4)
- d 戸籍抄本 (法人である業者にあつては、登記簿謄本)
- e 営業経歴書、財務諸表 (直近のもの)
- f 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- g 会社概要 (任意様式、パンフレット可)
- h 印鑑証明書
- i 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し

注：防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、d、e 及び f に定める書類に代えることができます。

イ 提出先

〒740-8555

山口県岩国市三角町 2 丁目官有地

海上自衛隊岩国航空基地隊厚生隊厚生班 (担当：北原)

電話：0827-22-3181 (内線 6482)

FAX：0827-21-2006

ウ 提出期限

平成 29 年 11 月 24 日 (金) 午後 4 時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とします。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提案書類の変更 (修正、差し替え、削除、追加) を禁止します。

7 選考方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定します。ただし、決定業者が辞退及び失格等した場合は、次点のものとする場合があります。

## 8 決定日

### (1) 日時・場所

平成29年12月 5日（火） 午後1時から  
海上自衛隊岩国航空基地隊第1隊舎旧厚生隊事務室

### (2) 説明会の日時・場所

平成29年12月 8日（金） 午後2時から  
海上自衛隊岩国航空基地隊第1隊舎旧厚生隊事務室

## 9 業者決定後の提出書類

売店等の設置及び経営をする業者として決定された者は、下記のとおり、(1)の提出書類を(2)の提出先に、(3)の提出期限までに提出して下さい。

### (1) 提出書類

国有財産使用許可申請書

### (2) 提出先

申請書等の提出先と同じ。

### (3) 提出期限

平成29年12月15日（金）午後4時まで

申 請 書

平成 年 月 日

海上自衛隊岩国航空基地隊司令 殿

本社（店）所在地：

商号又は名称：

代表者の氏名：

印

法人・個人の別：

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

山口県岩国市三角町2丁目官有地に所在する海上自衛隊岩国基地内において、売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

(設置を希望する業種)

※ 商号、代表、担当者氏名にフリガナを、印は登録印を使用してください。

業 務 確 約 書

平成 年 月 日

海上自衛隊岩国航空基地隊司令 殿

「海上自衛隊岩国航空基地内における売店等の設置及び経営の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地：

商号又は名称：

代表者の氏名：

印

法人・個人の別：

法人 ・ 個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、印は登録印を使用してください。



## 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

## 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第4により変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長  
中国四国防衛局長 殿

平成 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称



## 仕様書（その1）

### 1 業務件名

海上自衛隊岩国航空基地内における売店等の設置及び経営

### 2 業務内容

売店等の設置及び経営

### 3 相手方の決定

本業務を行う者については、海上自衛隊岩国航空基地隊司令（以下、「甲」という。）が決定する。

### 4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、防衛省中国四国防衛局長（以下、「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国が使用財産を使用するとき。

イ 国有財産の使用許可の相手方（以下、「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。

ただし、継続した場合はこの限りではない。また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

### 5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

### 6 国有財産使用料

丙は、乙に売店等の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

国有財産使用料は、年間14,645円/m<sup>2</sup>（消費税込み）とするも、最終的には乙が国有財産の使用を許可する際に決定する。

## 7 業務期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、5年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

※売店等の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

## 8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

## 9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

## 10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において売店等を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

## 11 衛生の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

## 12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

## 13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

## 14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3か月前に甲及び乙に通知し、甲及び乙の指示に従い解除することができる。

## 15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 売店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。  
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 丙は、故障及び商品の瑕疵等について利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 丙は、売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (10) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

## 16 仕様書の細部

各店舗の仕様の細部は、仕様書（その2）1～3のとおり。

## 17 その他

この公募に応募がなかった場合には、原則として防衛省共済組合が公募を行う。

## 仕様書（その2） 1

- 1 募集業種  
制服等販売
- 2 設置場所  
厚生センター1階
- 3 国有財産使用許可面積  
36.5㎡以内  
※倉庫等共有スペースについては、別途使用申請する。
- 4 国有財産使用料  
年間14,645円/㎡（消費税込み）  
光熱水料は、別途徴収する。
- 5 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
原則として、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
  - (2) 営業時間  
原則として、1000～1730までとし、それ以外は別途協議する。
- 6 販売品目  
自衛官制服、作業服等  
※自衛隊法施行規則第3章第1節で定められた制服、作業服等は、自衛官以外には販売を認めない。また、基地外においても同様である。  
※階級章、防衛記念章は、販売を認めない。
- 7 その他営業条件  
国の行事、緊急時等は国が使用する場合があり、その際は別途協議する。

## 仕様書（その2）2

- 1 募集業種  
スポーツ用品販売
- 2 設置場所  
厚生センター1階
- 3 国有財産使用許可面積  
36.5㎡以内  
※倉庫等共有スペースについては、別途使用申請する。
- 4 国有財産使用料  
年間14,645円/㎡（消費税込み）  
光熱水料は、別途徴収する。
- 5 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
原則として、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
  - (2) 営業時間  
原則として、1000～1730までとし、それ以外は別途協議する。
- 6 販売品目  
スポーツ関連のウェア、シューズ等一般的なスポーツ用品店取扱い商店
- 7 その他営業条件  
国の行事、緊急時等は国が使用する場合があり、その際は別途協議する。



## 仕様書（その2）3

- 1 募集業種  
理髪（フルサービス）
- 2 設置場所  
厚生センター2階
- 3 国有財産使用許可面積  
48.5㎡以内  
※倉庫等共有スペースについては、別途使用申請する。
- 4 国有財産使用料  
年間14,645円/㎡（消費税込み）  
光熱水料は、別途徴収する。
- 5 営業日、営業時間等
  - (1) 営業日  
原則として、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とし、それ以外は任意又は別途協議とする。
  - (3) 営業時間  
原則として、1000～1730までとし、それ以外は別途協議する。
- 6 販売品目  
理髪（フルサービス）
- 7 その他営業条件  
国の行事、緊急時等は国が使用する場合があり、その際は別途協議する。